特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	子育て世帯等臨時特別支援事業に関する事務基礎項目評価書 【令和4年5月31日 終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

袖ケ浦市は、子育て世帯等臨時特別支援事業に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

袖ケ浦市長

公表日

令和6年5月1日

I 関連情報

連絡先

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務					
①事務の名称	子育て世帯等臨時特別支援事業に関する事務					
	1 受給者、対象児童の管理					
②事務の概要	2 支給額の決定、支払					
	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシス					
③システムの名称	1. 光重チョンステム 2. 団体内机占処石ンステム 3. 地方公共団体 情報建張中間サーバーンステム					
2. 特定個人情報ファイル名						
1. 受給者台帳ファイル 2.	1. 受給者台帳ファイル 2. 児童台帳ファイル 3. 支給台帳ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1の100の項、別表第一主務省令第73条、別表第一告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示)3号、4号)					
4. 情報提供ネットワーク	クシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	番号法第19条、第22条及び別表第二					
5. 評価実施機関におけ	る <mark>担当部署</mark>					
①部署	袖ケ浦市 市民子育て部 子育て支援課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示	・訂正・利用停止請求					
請求先	袖ケ浦市 総務部 総務課 袖ケ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111					
8. 特定個人情報ファイル	レの取扱いに関する問合せ					

袖ケ浦市 市民子育で部 子育で支援課 こども家庭班 袖ケ浦市坂戸市場1番地1 電詰0438(62) 2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			14年3月31日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評	価書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価 施機関に		重点項目	評価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で 注頭目評価書において、リ	ぶ全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ț ネットワークシス・	テムを通	じた入手を既	余く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイル(の取扱い	の委託			0]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や	ゥ 情報提供ネットワー	-クシステ.	ムを通じた提供]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	との接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	
9. 従業者に対する教育・	李発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている	ている

変更箇所

友史自 以						
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
令和6年5月1日	評価書名	子育て世帯等臨時特別支援事業に関する事 務基礎項目評価書	子育て世帯等臨時特別支援事業に関する事 務基礎項目評価書 【令和4年5月31日 終 了】	事後		